

daily コラム

2026年3月17日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

相続税調査は増加傾向 追徴課税額も過去最高水準に

実地調査は 9,500 件超に増加

令和 6 事務年度の相続税に関する実地調査件数は 9,512 件で、前年度比 111.2%と大幅に増加しました。追徴税額も 824 億円(前年度比 112.2%)と増加し、調査 1 件あたりの追徴額は平均 867 万円に達しています。調査の対象は、過少申告が疑われる事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告が疑われる事案など、国税当局が入手した資料情報に基づき重点的に選定されています。

簡易な接触でも追徴効果

書面通知や電話・来署依頼による「簡易な接触」も積極的に行われており、21,969 件(前年度比 117.0%)に達しました。これにより、申告漏れ課税価格は 1,123 億円、追徴税額は 138 億円と、いずれも簡易接触が開始された平成 28 年度以降で最高水準となっています。形式的なやり取りで済むと軽視されがちですが、実態は大きな修正リスクを伴っており、税務署からの文書ひとつが大きな対応義務に発展する可能性があることを認識すべきです。

無申告・海外資産は特に要注意

無申告事案の追徴税額は 142 億円と、平成 21 年度の公表開始以来で過去最高を記

録しました。また、海外資産関連事案も増加しており、実地調査件数は 1,359 件、申告漏れ課税価格は 97 億円でいずれも前年比 2 割以上の増加です。特に、CRS 情報や租税条約による情報交換が活用されており、海外資産の秘匿は極めて困難になっています。

実例として、海外子会社への貸付金を国内法人口座経由で隠蔽したケースでは、約 4.4 億円の課税価格の修正が行われ、1.8 億円の追徴税額が発生しました。意図的な隠蔽行為は重加算税の対象にもなり得るため、非常に高額な税負担リスクを伴います。

実務での対応ポイント

これらの状況を踏まえ、相続税対策を行う中小企業経営者や資産家は、次の点に留意すべきです。まず、相続前の多額の現金引き出しや贈与については、目的・用途の記録と説明責任を明確にすること。また、海外資産を保有している場合は、その管理状況や取得経緯を文書化しておくことが肝要です。税理士任せにせず、資産構成と過去の資金移動について経営者自身が説明可能な体制を整えておくことが、将来的な税務リスクを軽減する鍵となります。



生前に話し合
っておくこと
がとても大事
ですね。